

□火山ハザードマップの取組について

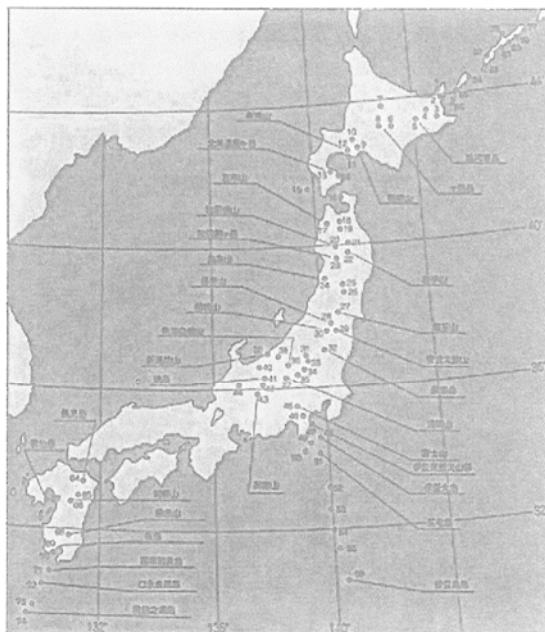
総務省消防庁防災課

1. はじめに

我が国では、地質年代の第四紀（約 200 万年前から現代まで）に生成した火山が 200 以上あるといわれており、そのうちの 86 火山は活火山である。平均すると年に約 15 の火山で、噴火や異常現象が発生し、時には大きな災害を起こすことがあるといわれている。

このため、活火山については、気象庁や大学、その他研究機関による監視、観測が行われており、特に、活動が盛んな 20 の活火山については、常時観測が行われている。

平成 12 年 3 月の有珠山噴火災害（北海道）では、事前に作成・公表されたハザードマップをもとにして、噴火前に迅速な避難が行われたこと等により、人的な被害が生じなかったことは良く知られている。



活火山とは……気象庁では「過去2000年以内に噴出した火山」。『毎年噴火活動が盛んな火山』を活火山と呼んでいます。

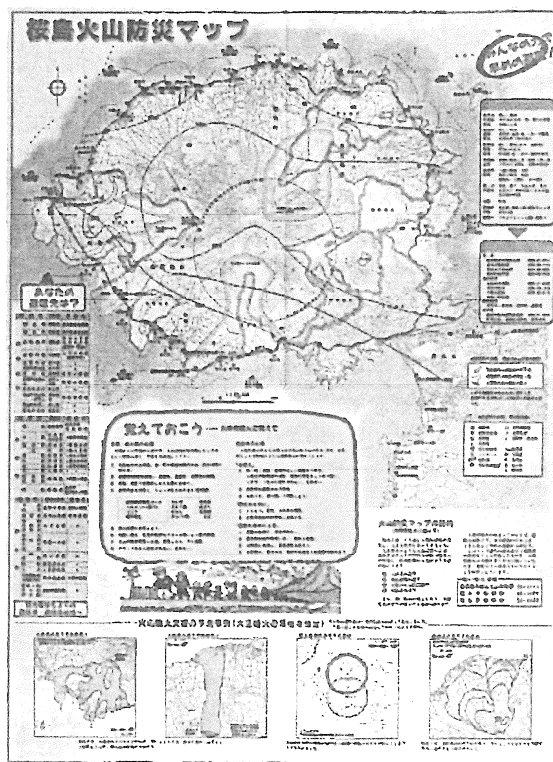
The definition of an active volcano is... The Meteorological Agency classifies as an active volcano "a volcano which has erupted within the period 2000 years and presently has a large amount of gas emission activity."

2. 火山災害に対するハザードマップ・防災マップに関する取組

(1) 火山ハザードマップの作成状況

前述のとおり我が国には86の活火山があり、そのうち活動的及び潜在的爆発活力を有する火山として37が指定されている。これらから海域や無人島の火山を除いた29火山については、火山ハザードマップを整備する必要性が指摘されているが、作成ノウハウがないことや契機がないことなどの理由から、現時点ではハザードマップが作成されているのは24火山となっている。

また、すでに作成済みの火山においても、近年の噴火活動を踏まえた見直し(有珠山)、被害想定 の充実や表現の平易化のために見直し(浅間山)等、適宜、利用方法や使い勝手を考慮した取組も 行われているところである。



・桜島火山防災マップ

【ハザードマップ見直し例（有珠山）】

・平成7年版

・平成14年版



(2) 富士山火山防災協議会

富士山では、平成12年10～12月及び昨年4～5月にかけて低周波地震が多発した。これらは、地殻変動の変化が特に観測されていないことなどから、ただちに噴火等活発な火山活動が懸念されるものではないとされたが、改めて富士山が活火山であることが認識された。このため、仮に噴火した場合に備え、国、地方自治体ともあらかじめ十分な防災対策を講じておく必要があること、また、富士山は、国内の他の火山に比べ山体が大きく、広域的な防災対策が必要であるほか、時期や噴火形態の想定等技術的課題が多くあることなどから、地元自治体と国が協力して平成13年6月に富士山ハザードマップ作成協議会（現在は「富士山火山防災協議会」に改称）を設立、平成14年度末を目途にハザードマップ作成を進めている。

○富士山火山防災協議会の構成【4都県、15市町村、3府省】

東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、小田原市、秦野市、南足柄市、山北町、箱根町、富士吉田市、河口湖町、上九一色村、山中湖村、鳴沢村、御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、小山町、内閣府、総務省（消防庁）、国土交通省（河川局砂防部、気象庁等）

協議会のもとに設置された富士山ハザードマップ検討委員会では、平成14年6月12日、富士山

噴火についての科学的評価、溶岩流のハザードマップ、1707年の宝永噴火が現在発生した場合の被害想定(首都圏の主要区域を含む広域の大規模災害)及び防災対策検討の進め方等についての調査検討結果をとりまとめた「中間報告」を同協議会に報告したところであり最大2兆5,300億円にも及ぶ甚大な想定被害額に、大きな反響を呼んだところである。

今後の委員会の活動としては、今年度末を目途に、一般配布用、防災業務用の防災マップの作成や、観測体制の整備、緊急時の応急対応計画の作成、事前の予防対策、火山との共生についての配慮と推進方策等について、最終報告としてとりまとめていくこととされている。

3. 「防災マップ」を活用した実効ある地域防災体制

消防庁では、富士山ハザードマップの作成をはじめ、関係省庁の火山防災に係る動きを火山関係地方公共団体に知らせるとともに、各火山関係地方公共団体で作られているハザードマップの改訂あるいはその新規作成についても、今後、必要な支援を行っていくため、最新の火山防災に関する情報及び関係団体で有する情報等を互いに共有することで、

- ①未整備団体における整備推進
- ②既存ハザードマップの見直し
- ③富士山ハザードマップ作成作業への各団体の経験等の反映
- ④ハザードマップの地域防災計画への反映

に資するため、「火山災害関係都道府県連絡会議」を平成13年10月から開催している。会議では、学識経験者による防災対策への提言発表や先進的事例の紹介、関係省庁の火山災害対策に関する動きなどの情報共有を進めている。

ハザードマップは、災害の被害予測を地図上で容易に把握するために有効なツールであるが、単純に被害想定を地図に落とすだけのものでは、ただちに災害時の円滑な住民の避難行動には結びつかない。避難所の位置、連絡先や災害発生時にとるべき行動等の各種防災情報と被害予測の情報を上手に重ね合わせ、実践的な「防災マップ」を策定した後は9 その有効な活用方法についても配慮することが必要である。

各戸への配布はもちろん、地域住民等に対する専門家を招いた火山防災説明会の開催や防災マップのインターネットを通じての情報共有、学校教育における防災教育教材としての活用、被害想定を活用した災害図上訓練の実施等についても検討していくことが望ましい。

また、作成した防災マップを基礎資料として、地区ごとの危険度の把握、防災上の課題の把握及び整理を行い、具体的に地域防災計画へ反映していくことが重要である。今後、ハザードマップ・防災マップを地域防災計画の一部として掲載していくことについても積極的に検討する必要があるだろう。